

防災の取り組み と

災害時要援護者避難支援制度の取り組み

- 防災の取り組み要点1: 何が起こるのか?～想定は?
- 防災の取り組み要点2: 備えるべき防災資器材～想定に対応
- 防災の取り組み要点3: 準備した資器材を活用する訓練の実施
- 防災の取り組み要点4: 防災資器材置き場の確保～都市公園の活用
- 防災の取り組み要点5: 防災専門組織の必要性～継続的に活動する組織
- 災害時要援護者避難支援制度の取り組み: その時、誰が支援するか
- PLAN⇒DO⇒SEE の必要性: アンケート調査

○ 防災の取り組み要点 1: 何が起こるのか?

1. 何が?

・災害の種類: 震災など

・起きる状況の想定: 予知は出来ない⇒ これまでにこの国で起きた状態を前提

想定イ: 家屋の倒壊があり得る



想定ロ: 火災の発生があり得る



想定ハ: 数日間は陸の孤島になる



2. その時誰が居るか？ : 専門機関の活動開始までをどう凌ぐか

3. 想定される活動

・家屋の倒壊、火災の発生、陸の孤島化に備える:

- ① 家屋の耐震化の促進、家具固定の促進、倒壊した場合の救出活動
- ② 延焼防止の消火活動 ③食料、水、トイレの備蓄促進

⇒ 活動に必要な資器材の準備 と 活動に備えた訓練の実施

○ 防災の取り組み要点 2: 備えるべき防災資器材～想定に対応

各家庭で常備するまでもないが、手近に必要な資器材他など

・要点1. で上げた、「起きるであろう想定」に対処する為の資器材が必要 *

- ① 想定イ、家屋の倒壊があり得る: 倒壊家屋からの救出、搬送用資器材
- ② 想定ロ、火災の発生があり得る: 消火用資器材
- ③ 想定ハ、数日間は陸の孤島になる: 炊き出し用資器材と備蓄食料、飲料水、トイレ

* 川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱を参照のこと



○ 防災の取り組み要点 3: 準備した資器材を活用する訓練の実施

・想定イの倒壊に備える:

倒壊家屋からの救難訓練(牽引索、チェーンソー使用など)

避難誘導訓練

けが人の手当、搬送訓練

・想定ロの火災の発生に備える:

① 非常時には消防車は来られないとの認識に立った

消火用具の準備と取り扱い訓練

② 防火水槽、路上消火栓からの放水訓練

・想定ハの陸の孤島に備える :

① 各家庭における備蓄の7日間分の確保推進

② 炊き出し訓練(祭りほか、餅つき大会などのイベント活用)



○防災の取り組み要点 4: 防災資器材置き場の確保～都市公園の活用

・共用の防災資器材 :

- ① 個人で備蓄するまでもないが、いざと言う時に必要な資器材
- ② 住民の出来るだけ手近にあることが望ましい⇒適当に配置されている都市公園の利用
- ③ 麻生区の場合、区役所の危機管理担当に先ず相談、道路公園センターに申請

・個人が備えることが望ましい備品 : 傾いた家屋からの脱出用具。 生き延びた後の生活維持用品

(飲料水、食料、トイレの備蓄他)

○防災の取り組み要点 5: 防災専門組織の必要性～継続的に活動出来る組織

・短期に人材が入れ替わらない組織

・有志の人材と自治会の資金を活用できる組織

例: ・自治会役員の交代が短期にある組織では、自主防災組織の活動者を自治会役員から分離し、分担を軽

減し、複数年任用、平常時と非常時の活動・責任を分担(平常時は自治会会長、非常時は本部長)

・防災活動だけなら協力出来るという人材の存在に注目

○ 災害時要援護者避難支援制度の取り組み： その時、誰が支援するか

・ **取り組みの例**： 非常時に要援護者を直接支援することを目的とした特定組織を自治会内に構成することは不可能であり、また役員が被災直後に支援に集中するわけにはいかないので、「お互いさま精神」による隣人同士の助け合いを被災時に実現出来るよう、平常時に役員が体制作りに努める

1. 区から提供された災害時要援護者のリストに基づき、要援護者一人につき支援者をあらかじめ決定
2. 支援者は原則、要援護者の家の向こう3軒両隣の計5軒の方々に依頼
3. 災害時はその支援者が活動
4. 本部員(役員、防災活動有志、民生委員・児童委員)は発災直後の支援には加わず、本部で全体の指揮
5. 要援護者の情報は、カードに記入してプラスチック製のボトルに入れて要援護者宅の冷蔵庫に保管
6. 情報は年に一度は必要に応じて更新



<緊急連絡カード>
要援護者(氏名) (歳) (性別) /モ
住所:
TEL:
身体状況:
<緊急連絡先等> (記入日: . . .)

緊急連絡先氏名	関係	住所	TEL	備考

連絡先名称	主治医名	TEL	備考

利用介護サービス	担当者	TEL	備考

新巨谷町自治会